

第3回議会基本条例制定検討会議が開催されました。

平成29年8月29日（火）、第3回議会基本条例制定検討会議が開催されました。

- 1 開催日時 平成28年8月29日（火）13:00～16:30
- 2 開催場所 議事堂大会議室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 協議内容

（1）議会基本条例制定検討会議の公開のあり方について

7月20日に菅沢委員、火爪委員から「会議自体を公開すべき」との申し入れがあったことや、県政記者クラブからの要望も踏まえ、まず、会議の公開のあり方から協議され、以下とおり、決定した。

引き続き会議を非公開とし、条例に書き込むべき論点を整理したうえで、県民に公開する場（地方自治法施行70周年にあたり地方議会を考えるシンポジウム等とパブコメ）を設ける。

その公開の場の後に、議会基本条例制定検討会議を公開とする方向で検討する。

なお、今年度内の条例制定という目標に変更はない。

（2）議会基本条例の論点項目整理

第2回会議までに、議会基本条例の論点項目を54項目抽出し、「前文」、「1 総則」、「2 議会の役割、運営、組織に関する事項」、「3 議員の責務・役割」、「4 開かれた議会を実現する事項」までの24個の論点項目について、各会派の意見交換を行ったところであり、本日は、「5 行政のチェックを強化する事項」の論点項目について各会派の意見交換を行った。

会議録については、2週間後を目処にホームページ等に公表する予定としている。

5 行政のチェックを強化する事項

（1）不断の議会改革に取り組む基本的な考え方

②⑤議会改革を推進する会議を設置すべきでないか。

②⑥議会行動計画を策定すべきでないか。

（2）専門知識の活用

②⑦専門的知見の活用の制度を創設すべきでないか。

（3）議決事件の追加

②⑧総合計画や行政改革など県政の基本的な方向を定める計画の改廃や変更について議決事件として追加できるようにすべきでないか。

②⑨県立高校再編計画について議決事件として追加できるようにすべきでない

か。

③⑩その他、高額・重大な県有財産の取得処分など議決事件として追加できるようにすべきでないか。

(4) 知事等との関係の基本原則

③⑪議会は、県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点等を提起して世論形成することができ、民主的な意思決定を行うことが出来ることを明記すべきでないか。

(5) 知事等による説明

③⑫地方自治法上、議会が知事等に資料の提出等を求めることができる規定としては、検閲検査権（地方自治法 § 98 ） 調査権（地方自治法 § 100 ）があるが、予算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求に関する規定はなく、おくべきでないか。

(6) 実地検査権へ踏み込んだ検査権の創設

③⑬知事等の事務の執行について、必要に応じて検査するため、監視機能、評価機能の規定をおくべきではないか。

(7) 反問権

③⑭事前通告している本会議、委員会において、反問権を付与することが適当か、答弁に必要な範囲内において 質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる規定を置くべきでないか。

(8) 知事等に対する文書質問

③⑮質問趣意書の創設を行うべきでないか。

但し、いたずらに事務を増やすことにならないか、また、出すことがよいという風潮にならないようにという観点からの配慮も必要

(9) 討論の積極的活用

③⑯賛否について、討論時間を充実させるため、討論後、修正するシステムを構築すべきでないか。

(10) 決算特別委員会の充実

③⑰決算審査の充実をはかるため、決算特別委員会での知事との総括質疑すべきでないか。

(3) その他

第4回の議会基本条例制定検討会議は、平成29年9月20日（水）午後2時から開催し、引き続き、以下の項目の論点整理を行う。

第3回議会基本条例制定検討会議出席委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 渡 辺 守 人

委 員 鹿 熊 正 一

〃 上 田 英 俊

〃 宮 本 光 明

〃 武 田 慎 一

〃 藤 井 裕 久

〃 菅 沢 裕 明

〃 澤 谷 清

〃 火 爪 弘 子

〃 吉 田 勉

〃 杉 本 正

〃 笠 井 和 広

〃 海 老 克 昌